

令和4年12月22日  
寝屋川市教育委員会

1年生から5年生の保護者の皆様

### 食物アレルギーの調査について（お詫び）

平素は、本市教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

標記の件につきまして、先般、お子様が在籍している学校から、食物アレルギー対応を行う必要がある場合、医療機関を受診し、「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」を学校に提出していただくようご依頼させていただきました。

その際、文書料等は保護者負担となる旨をお伝えしておりましたが、診察を受けた医療機関の主治医が、お子様が在籍している学校の学校医である場合、保険適用対象外となり、文書料等は保護者負担となります。このことについて、ご説明が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、改めてご認識いただくとともに、医療機関を受診する際は、主治医と相談していただき、学校生活管理指導表を取得していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 修正内容

（下線部を追記します）

文書料等は保護者負担となります。



主治医と学校医が同一の場合、文書料等は保護者負担となります。

問合せ先  
寝屋川市教育委員会事務局  
学校教育部施設給食課  
電話 072-813-0073（直通）